

平成30年度 打出 芦屋 財産区共有財産会計予算書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括表

(歳入) (単位：千円)

款	本年度予算額(H30)	前年度予算額(H29)	比較
02 財産収入	8,498	8,498	0
03 繰入金	22,800	0	22,800
04 繰越金	1	1	0
05 諸収入	1	1	0
歳入合計	31,300	8,500	22,800

(歳出) (単位 千円)

款	本年度予算額(H30)	前年度予算額(H29)	比較
01 財産区総務費	31,000	8,200	22,800
30 予備費	300	300	0
歳出合計	31,300	8,500	22,800

(参考)

(積立金) (単位 千円)

	本年度末積立金額	前年度末積立金額	比較
積立金	88,422	111,222	△ 22,800

2 歳 入

款	項	目	本年度 (H30)	前年度 (H29)	比較	節		説明					
						区分	金額	内容	本年度 (H30)	前年度 (H29)	比較		
02 財産収入	01 財産運用収入	01 財産貸付収入	(千円) 8,357	(千円) 8,357	(千円) 0	01 土地貸付収入	(千円) 8,357	水道施設用地 (面積18,517.52㎡) 鉄塔敷地 (関電13基) 電柱等 (関電211本, NTT25本) 駐車場用地 (朝日プラザ駐車場他) その他 (一時貸付等)	(円) 1,156,000	(円) 1,156,000	(円) 0		
	02 財産運用収入	01 積立金利子	140	140	0	01 積立金利子	140	利子(0.0015) 9100万円×0.0015×363/365 (近畿産業信用組合一定期) 利子(0.0002) 20,522,000×0.0002×363/365 (三井住友一普通)	139,833	139,833	0		
	02 財産売払収入	01 不動産売払収入	1	1	0	01 土地売払収入	1	土地売払収入	1,000	1,000	0		
	03 繰入金	03 繰入金	22,800	0	22,800	03 繰入金	22,800	繰入金	22,800	0	22,800		
04 繰越金	04 繰越金	04 繰越金	1	1	0	04 繰越金	1	前年度歳計剰余見込	1,000	1,000	0		
	20 雑入	20 雑入	1	1	0	20 雑入	1	雑入(立木伐採補償金)	1,000	1,000	0		
		計	31,300	8,500	22,800		31,300		1,321,633	1,298,833	22,800		

3 歳 出

(款) 01 財産区総務費

(項) 01 財産区総務管理費

目	本年度(H30)	前年度(H29)	比較	財源内訳	節			説明					
					区分	金額	細節	金額	内容	本年度(H30)	前年度(H29)	比較	
01 財産区財産管理費	(千円) 31,000	(千円) 8,200	(千円) 0	一般財源	01 報酬	(千円) 1,022	03 非常勤職員報酬	(千円) 1,022	委員報酬 (委員長 1人×13,500円×6回) 81,000 (委員 14人×11,200円×6回) 940,800	(円) 1,021,800	(円) 1,021,800	(円) 0	
					09 旅費	680	02 特別旅費	680	行政視察旅費 (40,000円×2人) 管理委員会行政視察 (40,000円×15人)	80,000	0	80,000	
					10 交際費	100	01 交際費	100	交際費	100,000	100,000	0	
					11 需用費	370	01 消耗品費	250	事務用品	250,000	250,000	250,000	0
			02 食糧費				100	管理委員会食糧費	100,000	100,000	0		
			03 印刷製本費				10	写真代等	10,000	10,000	0		
			10 物品補修費				10	物品補修費	10,000	10,000	0		
			12 役務費	10	01 電信電話料	10	電信電話料	10,000	10,000	0			
			13 委託料	24,318	03 業務委託料	1,273	除草・剪定業務委託料	1,273,000	1,898,000	△ 625,000			
		07 設計測量委託料			23,045	共有地測量業務委託料(300,000円×1件) 土砂災害特別警戒区域に対する補足調査及び対策工事設計業務(22,744,800円)	300,000 22,744,800	300,000 0	0 22,744,800				

目	本年度(H29)	前年度(H28)	比較	財源内訳	節				説明			
					区分	金額	細節	金額	内容	本年度(H29)	前年度(H28)	比較
	(千円)	(千円)	(千円)			(千円)		(千円)		(円)	(円)	(円)
					14 使用料及び賃借料	500	02 車両借上料	500	車両借上料	500,000	500,000	0
					15 工事請負費	1,500	02 整備工事費	1,500	共有地整備工事費	1,500,000	1,500,000	0
					19 負担金、補助及び交付金	2,500	01 負担金	1,000	松くい虫対策費事業者負担金 被害木伐倒駆除事業(奨励分2/3)	1,000,000	1,000,000	0
									被害状況調査(市単分)			
							04 補助交付金	1,500	山車維持管理費補助金 (5基×300,000円)	1,500,000	1,500,000	0
計	31,000	8,200	0			31,000		31,000		30,999,600	8,199,800	0

(款) 30 予備費

(項) 30 予備費

目	本年度(H30)	前年度(H29)	比較	財源内訳	節				説明			
					区分	金額	細節	金額	内容	本年度(H30)	前年度(H29)	比較
	(千円)	(千円)	(千円)			(千円)		(千円)		(円)	(円)	(円)
30 予備費	300	300	0		30 予備費	300	30 予備費	300	予備費	300,000	300,000	0
計	300	300	0			300		300		300,000	300,000	0

[トップページ](#)[給水区域について](#)[給水申込・使用中止の手続き](#)[水道料金のご案内](#)[納入方法について](#)[水道会館のご案内](#)

財産区のあゆみ

あわら温泉と財産区水道のあゆみ

あわら温泉は明治16年、近郊の農夫により発見され、上水道の歩みも同時に始まりました。

温泉の湧出区域に移住した人々は、温泉区という地域団体を構成し、あわら温泉が誕生したが、この地は低湿地帯のため温泉は出るものの用水が得られず、温泉地として発展させるためには、用水の確保が絶対の条件となり、同17年竹管により谷地の湧水を導水し共同井を建設したのが水道布設の始まりでした。

その後、明治30年に北陸線が開通して以来、あわら温泉は全国的に知られ、浴客が飛躍的に増大しました。そのため、従来の簡易水道を竹管から木管に替えるなどして逐次改良したものの、これでは衛生、防火面からも極めて不都合なため、本格的な上水道布設の要望が強まりました。

大正4年、温泉区はこの要望に対処すべく、上水道布設の計画に着手、同6年には計画がなり、同9年には県内で初めて上水道布設が国より認可された。計画は将来の温泉の発展を十分に考慮に入れたもので、給水人口は2,500人、1日最大給水量は7,500立方尺(210m³)で、当時は未だ電灯も十分に普及していない時代に、牛山区より電動力によるポンプで送水し、各家庭の蛇口に給水するという計画は画期的な大事業でした。

このような大事業であるため、設計の変更、巨額な財源の確保等、難問題が山積みし、工事の着工はかなり遅れて、大正14年3月となったが、翌15年3月には完成しました。給水開始当時の状況を見ると、温泉区内人口1,507人に対し、給水人口880人、観光客の1日平均宿泊客は60人であり、一日最大給水量は2,640立方尺(73m³)となっており、これをみると当時の規模がしのばれ、興味深いものがあります。

給水開始の大正15年は同時に昭和元年となり、以後水道の歩みも昭和の歴史と共に歩むことになるのであるが、これから益々苦難の連続となりました。同15年には創設費の温泉区負担分(起債)は区民の賦課税によって償還されました。当時わが国は、日支事変から第二次世界大戦へと突入するわけであるが、ようやく昭和20年には終戦となり、その間、戦中戦後を通じて疎開者、引揚者の急増をみることになり、給水量に多大な影響を及ぼし、断水は日常のことでした。

昭和23年6月、戦後の混乱した社会の中で福井大地震に見舞われました。温泉区内も倒壊戸数683戸、死者33名を出す大惨事となり水道施設も壊滅的な

[水道メーターについて](#)[水道料金の漏水軽減](#)[水道管の防寒対策](#)[財産区指定給水工事事業者](#)[簡易専用水道について](#)[水道施設・水質情報](#)[財産区のあゆみ](#)[水道事業財政情報](#)[事業者概要](#)[お問い合わせ](#)

芦原温泉上水道財産区水道会館

〒910-4103
福井県あわら市二面34-25-4
TEL 0776-77-2349



被害により一瞬にして断水しました。応急復旧は、区民の勤労奉仕及び仙台市の業者の支援で、被災後24日目にして臨時給水することができましたが、完全な復旧は6年後の同29年でした。

昭和30年は水道にとって最も重要な転換期でした。同年4月芦原町は北潟、本荘両村と合併することとなり、水道部は温泉区民の水道としてその権利が損なわれないことがないよう、町議会の議決及び福井地裁の判決により施設の所有権を確立し、以後温泉区民の財産として地方自治法による「財産区」を同年8月に設置して運営されることになりました。

昭和31年4月23日に温泉区設立以来の未曾有の大火に見舞われ、温泉街の約半分は灰燼と化しました。この災害復旧にあたり、あわら温泉は都市計画による整然と区画された道路網に近代的旅館が建ち並ぶ全国屈指の温泉地となり、給水量は飛躍的に増加し上水道の役割は益々重要となりました。同35年には水源地拡張工事等で一日最大給水量3,000m³となり、更に同38年には6,000m³となったが、同年の深井戸水源開発により日毎に増加する給水量に 대응できるようになりました。

その後、第5次から第7次までの拡張、改良工事により、現在、認可水量の一日最大給水量14,150m³を賄える事業となっています。

宮津ふるさとの森を育てる協議会

～ 宮津の森を守り育てる宮津天橋立モデルフォレスト運動 ～



～現在の仲間を紹介します。(企業や団体のみ紹介)～

宮津地方森林組合	京都府漁業協同組合	丹後海陸交通株式会社
与謝地方林業研究会	NPO法人地球デザインスクール	天橋立総合事業株式会社
宮津市林業研究会	上宮津21夢会議	株式会社フクヤ
上宮津財産区管理会	北京都経営者漁火会	公益社団法人天橋立観光協会
由良財産区管理会	宮津商工会議所	宮津天橋立観光旅館協同組合
栗田財産区管理会	京都府立海洋高等学校	
吉津財産区管理会	金下建設株式会社	
世屋財産区管理会	株式会社京都銀行宮津支店	
養老財産区管理会	京都北都信用金庫	
日ヶ谷財産区管理会	グンゼ株式会社宮津工場	



－お問い合わせ－
「宮津ふるさとの森を育てる協議会」事務局：
宮津市役所(産業経済部農山漁村振興課産業基盤係内)
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話0772-45-1627 FAX0772-22-8480

[宮津市トップページへ](#)

[もどる](#)

軌跡

歴史の遺物「財産区」④



平成24年度の植樹の標柱の横に立つ大原財産区の西田さん

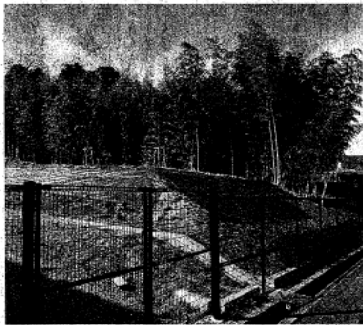
滋賀県甲賀市の大原共有山財産区は、大原小学校の子どもたちと山を守ってきた。毎年3月に6年生が卒業記念のヒノキやスギを植え、親が下草刈りや間伐といった手入れをする。財産区管理会の西田貞夫会長によれば「1人5、10本植える。戦争中に中断した以外、119年続いている」。植えた場所には卒業年度を記した標柱が立つ。

小学生がつなぐ山の財産

徹底している。生産される甲賀ヒノキは美空ひばりの「ひばり御殿」にも使われた高級材。木材価格が高かった頃は数千万円の収入になった。ピアノや給食設備、プールの建設費など学校には様々な助成をしてきた。大原小と結びつきが強いのは、財産区の山林の一部が学校林だったことに由来する。木材価格低迷でここ数年は売却を抑制していたが「今年546本の木を約450万円で売った」（西田さん）。経済的には割に合わないが、西田さんは「山が荒れると道が荒れ河川が荒れる。財産区は続けなければ」と話す。財産区の意義を前向きに捉えてきた兵庫県立大の三俣学准教授は「環境の自治管理面だけでなく、財産区は村を離れたら区民でなくなるので所有者不明の問題も少ない」と語る。私有や記名共有の入会地のよつに相続で所有者がわからなくなっている。

軌跡

歴史の遺物「財産区」⑤



財産区か純粋な入会地かが争われた箕面・小野原西の緑地

大阪府箕面市で10年ほど前、小野原地区の墓地や山林をめぐって住民訴訟があった。単純化すると財産区の土地か純粋な入会地かが争われた。どちらも元をたどれば共有地だが、入会地は私有、財産区だと公有の色合いが濃い。前者なら昔から住んでいる住民だけの財産で、後者だと新住民にも権利が生じる。問題の土地は、市の区画整理事業の対象になったことで経済価値が生じた。入会地と判断した箕面市が旧住民と事業計画をまとめ、反発した新住民が市を提訴した。新住民は、ヒメボタルの生息地でも

入会地との線引き 難しく

あった地域の自然環境を守りたかったという。大阪地裁は「財産区」との判決を下し、最終的に「財産区の土地を緑地として保全する」ことで和解した。新住民の主張が通った形だが「問題のある判決だった」と話す専門家もいる。財産区と入会地の線引きは曖昧だ。市町村は登記簿などから判断するが地域で温度差が大きい。大阪府には660もの財産区があるのに北海道や鹿児島県はゼロ。兵庫県の旧住吉村（神戸市東灘区）では一般財団法人住吉学園が財産区的な役割を果たしつつ、より手広く活動している。

コモンズ（共有地）を適切に管理できることを明らかにし、ノーベル経済学賞を受賞したオストロム氏は日本の入会から着想を得たという。財産区の透明性を高め部外者にも開かれれば、存在意義は残るだろう。（二の項おわり）

次回は「中国書画の宝庫」